

徳島県企業局事業継続計画

【企業局BCP】

The logo features the letters 'B.C.P.' in a large, stylized font. The 'B' is black with a yellow-to-orange gradient shadow. The 'C' is blue with a white-to-blue gradient shadow. The 'P' is green with a white-to-green gradient shadow. The background consists of a light green vertical bar on the left and a larger light green area on the right, with a darker green horizontal bar at the bottom.

令和3年3月

徳島県企業局

(令和2年度版)

目次

第1章 計画の目的、基本方針

1.1 計画の目的	1
1.2 基本方針	1

第2章 平時の防災対策

2.1 地震防災対策	1
(1) 揺れ(震度分布)	1
(2) 津波浸水深(基準水位)	1
(3) 被害様相	1
(4) 企業局施設の被害想定	1
(5) 工業用水管路の被害想定	4
2.2 職員の参集想定	6
(1) 目的	6
(2) 参集の考え方	6
(3) 想定結果の検証	6
2.3 非常時優先業務	7
(1) 非常時優先業務の範囲	7
(2) 所属別の非常時優先業務	8
[別表1] 所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表	10
2.4 事業継続体制の維持・向上	14
(1) 防災体制の強化	14
ア 職員の安否確認	14
イ 職員の参集	14
ウ 安全と執務環境の確保	16
(2) 緊急支援体制	20
ア 局内所属間の応援	20
イ 知事部局との相互応援	20
ウ 四国4県及び鳥取県との相互応援に関する協定	20
エ 企業局退職者の応援	21
オ 民間企業等の応援	21
カ (一社)徳島県建設業協会との応急復旧工事に関する協定	21
(3) 資機材の備蓄	24
(4) 施設の耐震化	25
ア 耐震補強の方針	25
イ 耐震補強計画	25
(5) 施設の浸水対策	25
(6) 職員に対する啓発及び訓練	26
ア 防災訓練及び研修の目的	26
イ 相互応援協定締結先との訓練概要	26
ウ その他、協定書に基づく訓練概要	27
エ マニュアルの見直し	27

第3章 災害時の応急対策

3.1	災害対応体制の構築	-----	28
	(1) 職員の参集	-----	28
	(2) 非常時優先業務の実施	-----	28
3.2	工業用水の緊急供給対策	-----	29
3.3	南海トラフ巨大地震に関連する情報が発表された場合の対応	-----	29

第1章 計画の目的、基本方針

1.1 計画の目的

本計画は、「徳島県業務継続計画」（平成29年3月改訂。以下、「県庁BCP」という。）に定めるもののほか、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害や、重大な事故・危機事象が発生した際に備え、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定し、その執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保に努めることで、企業局の実施すべき業務（非常時優先業務）を可能な限り中断させず、中断した場合においても、できるだけ早急に回復するために必要な取組みを定めることを目的とする。

また、本計画は、防災体制の枠組みを定めた「徳島県企業局災害対策要綱」（昭和48年9月策定。以下、「局災対要綱」という。）を補完するために策定するものとし、南海トラフ巨大地震に対する局事業の地震防災対策や地震災害応急対策を定めた「徳島県企業局地震防災対策実施計画」は、本計画に整理統合するものとする。

1.2 基本方針

県庁BCPに定める平時からの事業継続体制の整備をはじめ、「地震防災対策」や「地震災害応急対策」など公営企業において取り組むべき防災対策に関する重点事項を、本計画に織り込むものとする。

なお、旧「徳島県企業局地震対策事業継続計画〈工業用水道事業編〉」の主旨を踏まえ、県内産業を支える重要なライフラインであり、管路の耐震化に相当な資金と時間を要する工業用水道を優先し、「電力及び工業用水の安定供給」のための事業継続に向けて、発災直後の「非常時優先業務」の実施に必要なとなる人員体制、施設の整備など、平時からの事業継続体制も併せた対策とする。

第2章 平時の防災対策

2.1 地震防災対策

最大の被害が想定される「南海トラフ巨大地震」に対して、地震による被害発生防止又は被害軽減措置として、被害想定を認識した上で地震防災対策に取り組む必要がある。

具体的には、平成29年7月25日に公表された徳島県中央構造線・活断層地震被害想定による局所的に甚大な被害も加味しつつ、資料編に添付の南海トラフ巨大地震の被害想定を基本に、以下の各項目について対策を講ずるものとする。

- (1) 揺れ（震度分布）：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月）
- (2) 津波浸水深（基準水位）：津波被害警戒区域（平成26年3月）
- (3) 被害様相：徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月）
徳島県中央構造線・活断層地震被害想定概要（平成29年7月）
- (4) 企業局施設の被害想定

企業局が管理する各施設については、耐震診断を実施し、耐震補強が必要とされるものについては、計画的な耐震補強工事を実施しており、耐震補強

工事が完了すれば、工業用水道管路の一部を除き、復旧に相当の期間を要するような被害は発生しないものと想定される。

また、津波により浸水被害が発生すると予測される施設についても、浸水被害を最小限にとどめ、業務を継続できる対策を実施している。

南海トラフ巨大地震による震度分布図（平成25年7月）の市町別最大震度予想では、徳島市、小松島市で震度7が予想されており、本局（県本庁舎）、総合管理推進センターの各庁舎は強い揺れにさらされることになる。企業局施設の建築物は耐震補強工事が完了しているため、建物倒壊等の大きな被害が発生する恐れは少ないと考えられる。

なお、津波の影響については、県庁で0.3～1.0m、総合管理推進センターでは、2.0～3.0mの浸水予測となっており、地震動による庁舎自身の被害は少なくとも、電線や電話線、水道が途絶するなどの事態が発生する場合も考えられ、電源や通信手段等の庁舎機能が制限された中で、業務継続を行わなければならないことも想定される。

さらに、現時点では予見できない不測の事態が発生し、現庁舎での業務継続が極めて困難となってしまう事態に備え、発電・工業用水道施設の遠方監視制御の代替機能を整備する等の対策を進めてきた。

施設の浸水想定

	県 庁	総合管理推進 センター	吉野川北岸工業 用水道浄水場	吉野川北岸工業 用水道取水口
浸 水 深	0.3~1.0m	2.0~3.0m	1.0~2.0m	0.0m
(参考) 各庁舎の近傍地点における「津波影響開始時間」及び「最大波到達時間」				
各事業所の近傍地点	徳島市 マリンピア東端	徳島市 マリンピア東端	松茂町 新滑走路東端	松茂町 新滑走路東端
津波影響開始時間 (±20cm到達時間)	25分	25分	18分	18分
最大波	到達時間	53分	53分	61分
	津波水位 (TPm)	5.0m	5.0m	5.5m
	備 考	第1波	第1波	第1波

	吉野川北岸工業 用水道取水場	阿南工業用水道 管理所ポンプ所	阿南工業用水道 (第一地下水送水設備)	阿南工業用水道 (第二地下水送水設備)
浸 水 深	0.0m	0.0m	0.0m	0.0m
(参考) 各庁舎の近傍地点における「津波影響開始時間」及び「最大波到達時間」				
各事業所の近傍地点	松茂町 新滑走路東端	阿南市 中島港港口	阿南市 中島港港口	阿南市 中島港港口
津波影響開始時間 (±20cm到達時間)	18分	23分	23分	23分
最大波	到達時間	61分	139分	139分
	津波水位 (TPm)	5.5m	5.1m	5.1m
	備 考	第1波	第3波	第3波

		藍場町 地下駐車場	松茂駐車場	マリンピア沖洲 太陽光発電所	和田島 太陽光発電所
浸水深		1.0～2.0m	2.0～3.0m	0.3～1.0m	0.3～1.0m
(参考) 各庁舎の近傍地点における「津波影響開始時間」及び「最大波到達時間」					
各事業所の近傍地点		徳島市 マリンピア東端	松茂町 新滑走路東端	徳島市 マリンピア東端	小松島市 本港奥
津波影響開始時間 (±20cm到達時間)		25分	25分	25分	27分
最大波	到達時間	53分	53分	53分	201分
	津波水位 (TPm)	5.0m	5.0m	5.0m	5.5m
	備考	第1波	第1波	第1波	第6波

徳島県津波浸水想定 (H24. 10. 31公表)

市町村別最大震度

市町村名	地震動	対象施設
徳島市	7	本局(県本庁舎)、総合管理推進センター 吉野川北岸工業用水道施設 藍場町地下駐車場 マリンピア沖洲太陽光発電所
鳴門市、北島町 松茂町	6強	吉野川北岸工業用水道施設 松茂駐車場
小松島市	7	和田島太陽光発電所
阿南市	7	阿南工業用水道施設
那賀町	6強	川口ダム管理所 坂州・日野谷・川口発電所 追立・明神・赤松・川口ダム
勝浦町	6強	勝浦発電所、立川・棚野ダム
上勝町	6強	正木ダム(取水口)
阿波市	6強	西長峰工業団地

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)(H25. 7. 31公表)

(5) 工業用水道管路の被害想定

東日本大震災の工業用水道被害率を参考に、管路及び空気弁の被害箇所数を推計し、応急復旧に必要な資材と個々の必要数量をあらかじめ備蓄する。

なお、平成29年7月25日に公表された徳島県中央構造線・活断層地震被害想定によると、液状化も加わり、南海トラフ巨大地震と比べて局所的に甚大な被害が想定されるため、従前の被害率を適用しつつ、被災予想箇所における備蓄資材等の追加補強により管路の被災に備えるものとする。

【東日本大震災の被害状況】

- (i) 地盤変状による被害
震度6弱以上（液状化地区は5強以上）の軟弱地盤で被害が集中。（軟弱地盤……後背湿地、自然堤防、谷底低地、丘陵）
- (ii) 管路
可とう管、鋼管（溶接）の抜け、ダクタイル鉄管（一般管）に被害が発生しており、被災確率は1kmあたり約0.5箇所。
また、耐震管には被害が発生していない。
- (iii) 空気弁
水撃圧による急激な圧力変動が原因と考えられる内部部品の破損や異物つまりによる漏水が発生。
被害率は全数の約1割。
- (iv) 水管橋
橋軸直角方向の落橋防止装置が設置されていない水管橋が落橋。
トラス構造の水管橋では、ガセット接合箇所に被害が発生。

①管路の想定被災箇所数

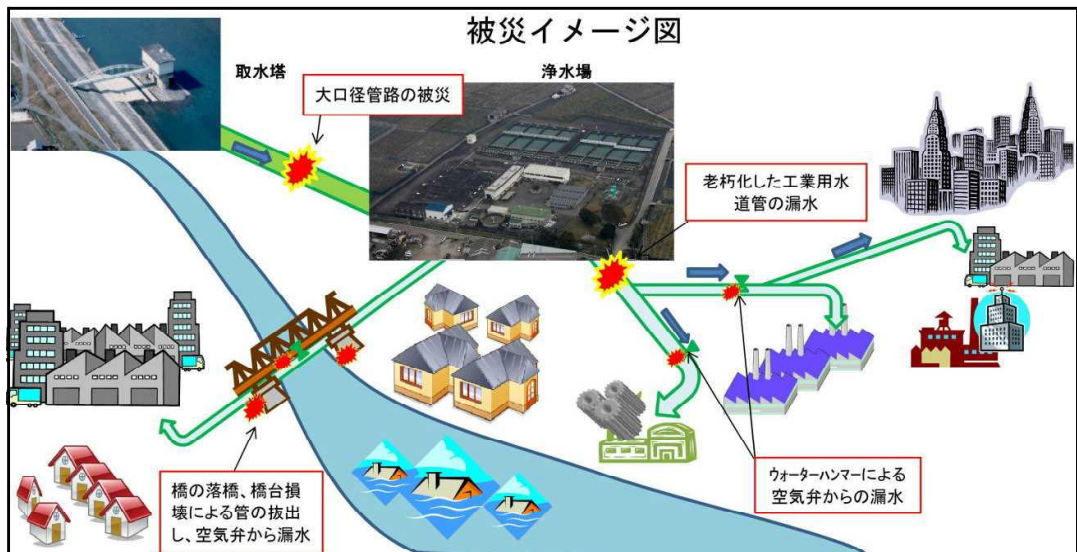
東日本大震災で震度6強を観測した福島県「磐城工業用水道」の被害実績を参考に、管路延長1kmあたりのダクタイル鉄管及び空気弁の被害率を設定し推計した被害予測は以下のとおりである。

○吉野川北岸工業用水道事業

- ・管路 管路延長27.2km×0.49箇所/km≒14箇所
- ・空気弁等 空気弁等総数67個×0.1=7個

○阿南工業用水道事業

- ・管路 管路延長21.2km×0.53箇所/km≒12箇所
- ・空気弁等 空気弁等総数54個×0.1=6個



2.2 職員の参集想定

県庁BCP（50ページ参照）と同様に、以下の内容に基づき想定するものとする。南海トラフ巨大地震の際の人員確保に留意し、参集不可能な職員による自宅近くの状況報告など、被害状況の早期把握に努める。

(1) 目的

業務継続に必要な人的資源について、県内で被害が想定される「南海トラフ地震」と「活断層地震」の2ケースに分けて、事業継続に必要な職員数と参集職員数を把握し、非常時の事業継続可能性を検討する。

(2) 参集の考え方

職員は、非常時の参集ルール（P15図表）を基本に、慌てずに、身の回りの安全に十分配慮しながら、次の条件により登庁（勤務庁舎・その他施設）、又は避難、自宅待機を行うものとする。

【南海トラフ地震の場合】

○ 参集職員

通勤距離が1.5km以内の職員は、「勤務庁舎」に参集し、1.5km超の職員は、「避難又は自宅待機」とする。

○ 参集に要する時間

上記の職員以外は、津波警報が解除されるまでの2日間は登庁不可とし、3日目以降から参集可能とする。

○ 参集率

発災日以降、一定割合で増加し、2週間で大半の職員は登庁するが、職員の被災等により、参集率は93.5%に留まる。

※「南海トラフ巨大地震の被害想定」人的被害予測の県内人口の死傷者6.5%による

【直下型地震の場合】

○ 参集職員

津波の影響がないため、通勤距離が20km以内の職員は、徒歩で勤務庁舎に参集し、20km超の職員も、交通経路の回復等により、発災から3日目には、すべての職員が参集する。

○ 参集に要する時間

道路状況等を考慮して、歩行速度は時速3kmとし、登庁前の安否確認や準備時間として30分を考慮する。

(3) 想定結果の検証

次項に定める非常時優先業務に必要な人員の確保状況に関しては、毎年度の人事異動を踏まえ、配置調整に必要な人員を、あらかじめ確保できるよう「職員参集計画」の状況により、応援職員の配置調整等を行う。

2.3 非常時優先業務

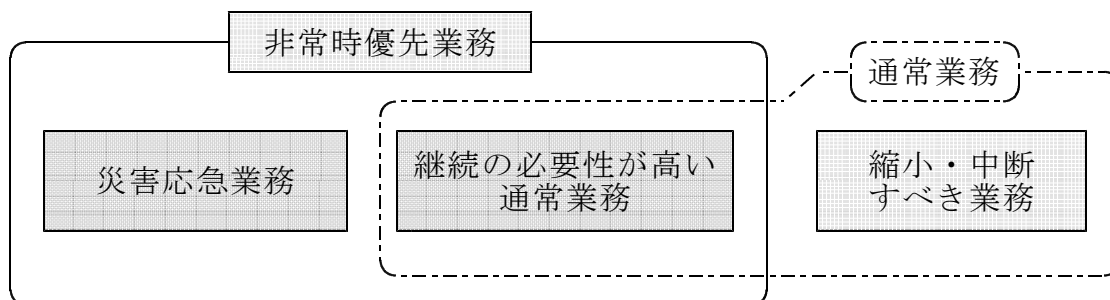
(1) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災後直ちに実施する「災害応急業務」、及び通常業務のうち「継続の必要性が高い業務」とする。

それ以外の通常業務は、発災後しばらくの期間は休止するか、非常時優先業務の継続に支障にならない範囲で実施する。

企業局における非常時優先業務は、次の基本的考え方にに基づき実施することにより、事業継続を図るものとする。

[非常時優先業務のイメージ]



①電力の供給業務

電気事業は、ライフラインの一翼を担っており、四国電力㈱と調整の上、可能な限り発電所の運転を継続し、電力を供給する。

②工業用水の供給業務

工業用水道事業についても、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に全面修正された「防災計画」において、ライフライン関連施設と位置付けられているため、産業活動を支えるインフラとして代替がないことから、可能な限り迅速に工業用水を供給する。

○非常時優先業務に関する行動マニュアル（工業用水道）より

【自然災害・事故発生時の「四国経済産業局 産業部 産業振興課」への報告】

- ・地震の場合：震度5以上の地震発生時には、被害の有無に関わらず報告
- ・その他の場合：老朽化による漏水事故、地震以外の自然災害による事故、その他の事故により漏水や給水停止に陥った時に、「給水停止・人身や周辺被害・マスコミに取り上げられた場合」に報告

★TEL：087-811-8523（NTT災害時優先電話）FAX：087-811-8556

★携帯：090-5272-0158（災害時優先携帯電話）

③ダム管理業務

ダムは、県民の生命・財産を守るための治水・利水機能を有することから、機能の正常な維持により、河川維持流量の確保及び出水時の放流量調整を継続する。

④総務系事務

出納事務、契約事務及び予算調整等、最低限の業務を継続する。

⑤駐車場事業

指定管理者と連絡調整の上、的確な対応を行う。

(2) 所属別の非常時優先業務

県庁BCP（46，52ページ参照）に定める非常時優先業務は、以下のとおりとする。

① 応急業務（災害対策本部における業務）

徳島県災害対策本部（以下、「県災対本部」という。）として、各部署が実施する応急対策業務（徳島県災害対策本部管理運営規程 別表第2）

□ 災害応急業務（災害対策本部における業務）

部	班	班長	分掌事務
企業部	公営企業班		
		経営企画戦略課長	・ 部内の被害状況収集に関すること ・ 部内の連絡調整に関すること
		施設基盤整備室長	・ 工業用水道の復旧に関すること ・ 土木・建築設備の復旧に関すること
		事業推進課長	・ 発電施設の復旧に関すること ・ 電気・機械設備の復旧に関すること

② 非常時優先業務（応急業務＋継続すべき通常業務）

□ 非常時優先業務の開始目標時間

課室名	業務区分	非常時優先業務	業務開始目標時間					
			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
経営企画戦略課	応急業務	企業局内の被害状況収集に関すること	◎	→	→	→	→	→
		企業局内の連絡調整に関すること	◎	→	→	→	→	→
	通常業務	出納事務に関すること			●	→	→	→
		契約事務に関すること 予算調整に関すること			●	→	→	→
業務必要人数			9	15	15	16	17	17
事業推進課	応急業務	電気・機械設備の被害状況確認・復旧に関すること	◎	→	→	→	→	→
	業務必要人数			4	5	5	6	7
施設基盤整備室	応急業務	土木・建築設備の被害状況確認・復旧に関すること	◎	→	→	→	→	→
	業務必要人数			2	5	5	6	7
総合管理推進センター	応急業務	被害状況の把握、報告に関すること	◎	→	→	→	→	→
		工業用水ユーザーとの連絡調整に関すること	◎	→	→	→	→	→
		四国電力との連絡調整に関すること	◎	→	→	→	→	→
		企業局災害対策支部の対応に関すること	◎	→	→	→	→	→
		各ダムとの連絡調整に関すること	◎	→	→	→	→	→
		被災施設の復旧に関すること		◎	→	→	→	→
	通常業務	発電・工水施設の運転管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		ダム管理に関すること 施設の保守点検に関すること	●	→	→	→	●	→
業務必要人数			28	39	41	45	53	53

□ 継続すべき通常業務(各所属における非常時優先業務)

〔別表1〕所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表に定めるとおり、業務開始目標時間の設定にあたっては、「発生する頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波、いわゆるL2津波」を伴う最大規模の地震が発生した場合の業務開始目標時間を「★」印で整理するとともに、「数十年から百数十年の頻度と比較的発生頻度が高い津波、いわゆるL1津波」を伴う地震が発生した場合の業務開始目標時間についても、参考として「●」印で整理している。(業務開始目標時間が同一の場合には「★」印を表示。)

これは、地震の規模に関わらず同時期に取組みを開始しなければならない業務と、被害の規模・状況により、対応に着手可能となる時期が異なるものがあること等を踏まえ、2段階に分けて整理したものである。

〔別表1〕

所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表

課所	区分	業務の内容	災害対策本部班	業務開始目標と実施期間					
				3 h	1 d	3 d	1 w	2 w	1 m
経営企画戦略課	災害応急対策業務	徳島県災害対策本部の対応	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		執務室の安全確認・スペースの確保	総務対策班	★	→	→	→		
		職員の安否、参集状況の確認							
		本局2課の安否、参集状況の確認	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		局内の安否、参集状況の取り纏め	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		局内の連絡調整に関すること							
		企業局災害対策本部の設置・運営	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		職員の応援調整（局内、対部局間、相互応援協定締結先）	総務対策班		★	→	→	→	→
		地震津波情報等の収集・伝達	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		災害応急対策用物品の調達	総務対策班		★	→	→	→	→
		指定管理者との連絡調整	総務対策班		★	→	→	→	→
		局内の被害状況収集に関すること							
		被害状況の取り纏め及び報告	総務対策班	★	→	→	→	→	→
		工業用水道事業災害復旧計画策定	総務対策班		●	★	→	→	→
	関係官庁への報告（工業用水道事業関係）	総務対策班	★	→	→	→	→	→	
	継続の必要性が高い 通常業務	人事調整、労務管理等				○	→	→	→
		契約事務				○	→	→	→
		出納事務				○	→	→	→
		予算調整				○	→	→	→
		物品の調達（災害以外）				○	→	→	→
安全衛生関係					○	→	→	→	
売電料金・工業用水道料金調定、通知					○	→	→	→	

〔別表1〕

所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表

課所	区分	業務の内容	災害対策本部班	業務開始目標と実施期間					
				3 h	1 d	3 d	1 w	2 w	1 m
事業推進課	災害応急対策業務	執務室の安全確認・スペースの確保	総務対策班	★	→	→	→		
		電気・機械設備の復旧に関すること							
		電気・機械施設の被害状況確認	電力対策班	★	→	→	→	→	→
		電気事業災害復旧計画策定	電力対策班		●	★	→	→	→
		電気・機械設備工事関係の業者選定	電力対策班		★	→	→	→	→
		四電との連絡調整	電力対策班			○	→	→	→
施設基盤整備室	災害応急対策業務	執務室の安全確認・スペースの確保	総務対策班	★	→	→	→		
		土木・建築設備の復旧に関すること							
		土木・建築施設の被害状況確認	工務対策班	★	→	→	→	→	→
		土木・建築設備工事関係の業者選定	工務対策班		★	→	→	→	→
		関係官庁への報告（電気事業関係）	工務対策班	★	→	→	→	→	→
		復旧工事計画（工業用水道事業関係）	工務対策班		●	★	→	→	→
		土木・建築施設の復旧（工業用水道事業関係）							
		吉野川北岸工業用水道被害箇所測量・撮影	工務対策班		●	★	→	→	→
		吉野川北岸工業用水道被災施設の復旧	工務対策班			★	→	→	→
		阿南工業用水道被害箇所測量・撮影	工務対策班		●	★	→	→	→
		阿南工業用水道被災施設の復旧	工務対策班			★	→	→	→
		緊急取水に関する連絡調整	工務対策班		●	★	→	→	→

〔別表1〕

所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表

課所	区分	業務の内容	災害対策本部班	業務開始目標と実施期間					
				3 h	1 d	3 d	1 w	2 w	1 m
総合管理推進センター・新蔵	災害応急対策業務	執務室の安全確認・スペースの確保	総務班	★	→	→	→		
		職員の安否、参集状況の確認（所内）	総務班	★	→	→	→	→	→
		所内の連絡調整に関すること							
		企業局災害対策本部総管支部の運営	総務班	★	→	→	→	→	→
		職員の応援調整（所内）	連絡班	★	→	→	→	→	→
		地震津波情報等の収集・伝達	総務班		★	→	→	→	→
		応急資材、非常用食料の手配	総務班		★	→	→	→	→
		所内の被害状況収集に関すること							
		被災状況、復旧状況の取り纏め及び報告	連絡班	★	→	→	→	→	→
		吉野川北岸工業用水道被害状況調査（取水施設、導水管、浄水場）	災害対策班		●	★	→		
		〃（鳴門配水本管、松茂配水支管）	災害対策班		●	★	→		
		〃（今切配水本管、今切1・2・3配水支管）	災害対策班		●	★	→		
		阿南工業用水道被害状況調査（取水施設、管理所、地下水送水設備）	災害対策班		●	★	→		
		〃（送水施設、配水本管、幸野配水支管）	災害対策班		●	★	→		
		〃（辰巳、大渦、小勝配水支管）	災害対策班		●	★	→		
		勝浦発電所被害状況調査（取水口、発電所、立川・棚野ダム）	災害対策班		●	★	→		
		総合管理推進センター被害状況調査（建物、電気設備、備品）	災害対策班		●	★	→		
		和田島太陽光発電所の非常時電源供給	災害対策班		●	★	→		
		被災施設の復旧対応							
		復旧工事計画（吉野川北岸・阿南工業用水道、勝浦発電所関連）	災害対策班		●	★	→	→	→
被災施設の復旧	災害対策班		●	★	→	→	→		
農業用水管路からの緊急取水									
資材運搬、設置	災害対策班		●	★	→				
設備運転管理、交通整理	災害対策班		●	★	→				

〔別表1〕

所属別「非常時優先業務」開始目標時点等整理表

課所	区分	業務の内容	災害対策本部班	業務開始目標と実施期間						
				3 h	1 d	3 d	1 w	2 w	1 m	
総合管理推進センター・新蔵	災害応急対策業務	資材撤去、運搬	災害対策班				★			
		導水管被災時の緊急取水								
		用水路復旧、取水口清掃	災害対策班		●	★	→			
		資材設置、運搬	災害対策班				★	→		
		設備運転管理、交通整理	災害対策班				★	→		
		資材撤去、運搬	災害対策班					★		
	関係機関との連絡調整	連絡班	★	→	→	→	→	→		
	継続の必要性が高い通常業務	発電・工業用水道施設の運転管理		○	→	→	→	→	→	
		吉野川北岸・阿南工業用水道の保守点検					○	→	→	
		勝浦発電所・立川・棚野ダムの保守点検					○	→	→	
		立川・棚野ダム管理（適正管理、ゲート放流業務）		○	→	→	→	→	→	
		給与、賃金、旅費の支給				○	→	→	→	
	総合管理推進センター・川口ダム	災害応急対策業務	執務室の安全確認・スペースの確保	総務対策班	★	→	→	→		
			被災状況の把握、報告							
坂州発電所、追立・明神ダム施設被害状況調査			災害対策班		★	→	→	→	→	
日野谷・川口発電所、川口・赤松ダム施設被害状況調査			災害対策班		★	→	→	→	→	
被災施設の復旧										
復旧工事計画（坂州・日野谷・川口発電所関連）			災害対策班		★	→	→	→	→	
被災施設の復旧			災害対策班		★	→	→	→	→	
長安口ダム、小見野々ダムとの連絡調整	総務班	★	→	→	→	→	→			
継続の必要性が高い通常業務	坂州・日野谷・川口発電所の保守点検					○	→	→		
	川口・追立・明神・赤松ダムの保守点検					○	→	→		
	川口・追立・明神・赤松ダム管理（適正管理、ゲート放流業務）		○	→	→	→	→	→		

2.4 事業継続体制の維持・向上

事業継続の意識を常に持ち、災害時に的確に行動するため、県庁BCPに基づき「携帯用ハンドブック」を常時携帯するほか、企業局事業継続に向け、地震による被害発生の防止又は被害軽減措置としての地震防災対策に関し、経済性を重視し、計画的に取り組むべき具体的対策を定めることにより、ハード・ソフト面の両側面から事業継続体制を整備する。

また、県庁BCPで「災害時の対応」として整理されている「第3章：職員の安否確認」、「第4章：職員の参集」及び「第5章：安全と執務環境の確保」並びに「第7章：業務継続のための資源・環境の確保」に関しては、「平時の防災対策」と位置づけ、常日頃より周知・確認すべき項目として、整理する。

(1) 防災体制の強化

大規模災害等が発生した際には、局災対要綱の定めにより、災害対策本部を設置し、徳島県災害対策本部の中では「企業部」として局事業の地震対策及び他の公営事業者等への応援要請や被災現場への応援派遣等の事務を実施する。

すべての職員は、大規模災害等が発生した際の「自身の安全確保」と「行動の円滑化」につなげるため、平時から県庁BCP（7, 8ページ参照）チェックリストに基づき、職員個人や職場での取組みについて認識し、住居の耐震化をはじめ、津波浸水区域の確認やすだちくんメールへの登録、備蓄物資の確保など、災害発生時に備えた対策を施すものとする。

なお、事業継続に向けた人的資源の確保に向け、職員の参集に関する事項は、繰り返し周知・確認を行うことが重要である。

ア 職員の安否確認【県庁BCP第3章（職員の安否確認）参照】

県内で震度5強以上の地震発生時には、自動的に配信される「すだちくんメール」から安否や参集情報を報告する。

「すだちくんメール」が自動配信されない災害・危機事象に備え、職員の安否や参集方法を把握するため、職員の携帯メールによる連絡網を構築するなど予備的手段をあらかじめ確保しておく。

総合管理推進センターは、所属職員の安否の結果を集約し、経営企画戦略課に報告する。経営企画戦略課は、企業局内の個別確認の結果を集約し、**県庁BCP（43, 44ページ参照）の様式**により人事課へ報告する。

なお、安否確認は、主として南海トラフ巨大地震の初動・応急対策の実施に携わりうる職員数の概数を把握するとともに、職員数が不足する場合に必要な手当を行うための基礎資料として利用することを想定している。

イ 職員の参集【県庁BCP第4章（職員の参集）参照】

局災対要綱に添付された防災計画（以下、「局防災計画」という。）では、「県内で震度6弱以上の地震が発生したとき」または、「徳島県に大津波警報が発表されたとき」には、災害対策本部が自動設置されるとともに、第3非常体制が配備され、夜間・休日に関わらず、全職員は直ちに勤務場所等に参集するものと定められている。

ただし、これが困難な場合には、最寄りの事業所又は県の参集指定庁舎に参集すること。(図表：非常時の参集ルールを参照)

また、発災当初、全員に近い職員が配備された後、被害状況に応じて、必要な配備体制の縮小や、ローテーション体制に移行する必要がある。

なお、参集時に可能な限り持参する3日間程度の食料、飲料水、着替えや季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯等は、あらかじめ備えるとともに、参集中の経路周辺の被害状況把握に努めるとともに、状況を災害対策本部へ報告することも認識しておく。

図表：非常時の参集ルール



ウ 安全と執務環境の確保【県庁BCP第5章（安全と執務環境の確保）
及び第7章（業務継続のための資源・環境の確保）参照】

来庁者を含めた安全の確保、被害確認及び負傷者への対応等が効率的に行えるように避難場所の周知を図るとともに、電力及び通信手段をはじめ、災害用トイレや食料等の備蓄など必要な業務資源や執務環境は、平時より整備状況を把握し、課題を改善する。

緊急地震速報が伝達された場合は、身の安全を最優先に確保し、庁舎内の被害状況を把握し災害対策本部へ報告する。

また、揺れが収まり次第、総合管理推進センターは、津波への対応として防水扉の閉鎖、庁舎内の高い位置への避難（2階以上）を行う。また、川口ダム自然エネルギーミュージアム来館者等は、建物外への誘導等を行う。

(7) 企業局災害対策本部室の確保

企業局災害対策本部室は、基本的には、通信設備、OA機器、関係書類等の配置の観点から、事業推進課内に設置し、「災害応急対策業務」の各班員の作業及び「継続の必要性が高い通常業務」の作業はそれぞれの執務室で行う。

(4) 支部室の確保

総合管理推進センターに支部が設置されたときは、支部室を運転制御室に設置するものとする。また、局災対要綱に基づく支部が設置されないときであっても、総合管理推進センターでの業務の取りまとめの執務室として、運転制御室を使用するものとする。

(ウ) 執務室の確保

各執務室の管理責任者は、執務室の被災状況を速やかに確認し、総務対策班（総務班）に報告する。業務執行に支障が出るような状況のときは、総務対策班（総務班）は非常時優先業務が行える執務環境とするための措置を即座にとるものとする。

(エ) 庁舎機能の確保

① 電源の確保

(a) 非常用発電設備の状況

○本庁舎

経営企画戦略課については、非常用電源の備えがあるが、大規模地震発生時に適切に対応できるよう、知事部局と連携を十分とっておく。

○総合管理推進センター

総合管理推進センターには、地下1階にA重油を燃料とするガスタービン発電設備を設置している。

停電時には、この非常用発電設備を利用して、照明（1／3程度、階段は点灯。）、非常用電源のコンセントに電源を供給することが

可能であることから、最低限のオフィス機能は確保できる。

○川口ダム管理所

川口ダム管理所に隣接する予備発電機室には、軽油を燃料とするディーゼル発電設備を設置している。

停電時には、この非常用発電設備を利用して川口ダム管理所の照明、空調機器、コンセント等に電源を供給することが可能となっており、通常のオフィス機能を継続できる。

(b) 停電時の業務継続

各所属においては、停電時に非常用電源に切り替わった場合にも、業務の継続が可能となるよう、次の点の確認を行う。

○接続確認

本庁舎及び総合管理推進センターは、停電時に電源が供給されるコンセントが限定されているため、停電試験等の際、次の点の確認を行う。

- ・非常用電源の所在を確認する。
- ・被災情報の収集・集約のために必要となるパソコン、プリンタ、ハブ等が非常用電源に接続されているかを確認する。
- ・ファイルサーバ等、突然の停電により故障することが心配される機器については、UPS（無停電電源装置）等に接続するなどの対応を図る。
- ・停電等によりパソコンが起動しない場合でも、応急業務に必要なデータをどのように取り出すことが可能かを確認しておく。

○燃料確保

巡視点検時には、総合管理推進センター及び予備発電機室に設置されている非常用発電設備用の燃料タンクの残量を確認し、不足があれば早急に補給を行うこと。

参集指定庁舎の資源の確保状況（本庁舎は県庁BCPのP34参照）

庁舎名	電 力		電 話		防災無線	テレビ	飲用水	トイレ	休憩室
	非常用電源	燃料備蓄	災害優先電話	衛星携帯電話	無線機設置	アナ・CATV	飲用水タンク	マンホールトイレ	職員用寝具
総合管理推進センター	72時間	A重油 6kl	1回線	7台	○	○	7.7㎡	簡易 2,250個	○
川口ダム管理所	72時間	軽油 3kl	2回線	2台	○	○	10㎡	簡易 600個	○

② 通信手段の確保

各所とも庁舎が停電したとしても、電話回線が切断されていない場合には、各所に設置されているUPS（無停電電源装置）により、電話（NTT回線、徳島県防災行政無線）の利用は可能となっている。

また、電話回線切断などにより公衆回線が不通となった場合の被災情報の収集等は、徳島県防災行政無線、業務用無線、携帯電話、又は、衛星携帯電話により行う。

なお、総合管理推進センター（川口ダム管理所含む）には、公衆回

線が輻輳などにより発信制限を受ける状況においても、優先的に発信できる電話回線（災害時優先電話）をそれぞれ保有（総合管理推進センター1回線、川口ダム管理所2回線）しているとともに、一部の携帯電話、衛星携帯電話においても、災害時優先電話として利用できる回線を保有している。

防災行政無線・業務用無線設置場所

通信設備名	設置場所
徳島県防災行政無線	本局、総合管理推進センター、川口ダム管理所、勝浦発電所
業務用無線	吉野川北岸工業用水道管理所～公用車 阿南工業用水道管理所～公用車

携帯電話番号一覧表

所属（呼称名）	電話番号	メールアドレス (@docomo.ne.jp)
経営企画戦略課（本局携帯）		
事業推進課（同課携帯）		
総管総合管理課（吉野川携帯）		
総管総合管理課（阿南携帯）		
総管総合管理課（阿南地下水携帯）		
総管総合管理課（勝浦発電所携帯）		
総管運転制御課（同課携帯）		
総管ダム管理課（川口ダム管携帯）		
総管ダム管理課（川口ダム携帯1）		
総管ダム管理課（川口ダム携帯2）		
総管施設保全課（同課携帯）		
吉野川工水（吉野川監視員携帯）		
阿南工水（阿南監視員携帯）		

★電話番号等は、資料編に掲載

衛星携帯電話番号一覧表

	電話番号	設置場所	車載用充電器	外部アンテナ
局災害対策本部用		経営企画戦略課	×	○
総管支部総合管理課用		総管総合管理課	×	○
〃 ダム管理課		総管ダム管理課	×	○
〃 災害対策班用		勝浦発電所	○	○
〃 災害対策班用		吉野川工水管理所	×	○
〃 災害対策班用		吉野川工水取水場	○	×
〃 災害対策班用		阿南工水管理所	×	○
〃 災害対策班用		総管総合管理課(移動用)	○	×
〃 災害対策班用		総管総合管理課(移動用)	○	×
〃 災害対策班用		総管ダム管理課(移動用)	○	×

★電話番号等は、資料編に掲載

③ 重要な図書類、データの管理

施設の完成図書、取扱説明書、設計書、管理データ等については、震災により散逸、滅失しないように分散し保存、バックアップを行う。

工業用水道事業については、相互応援協定を締結した鳥取県と技術資料の相互保管をするなど分散して保管する。

④ 応急復旧に係る職員の備蓄品の確保

(a) 食料

発災直後の継続業務を円滑に実施できるよう、備蓄食料は、職員の3日間程度の「避難用食料」と「非常食」を保存期間にあわせたサイクルで計画的に備蓄する。

(b) 水

○本庁舎

経営企画戦略課については、**県庁BCP(40, 41ページ参照)**に記載のとおり、9日間の飲料水及び4日間程度の雑用水が確保されている。

○総合管理推進センター

総合管理推進センターについては、地下1階に上水道受水タンクを設置しており、職員約70名で27日間程度(容量7.7m³、1日当り4割)必要な飲料水を保持している。

ただし、飲料水配管は、トイレ等の雑用水配管と共用となっているため、雑用水の使用量が増加すると飲料水の保持日数が減少する。

川口ダム管理所については、屋外に上水道受水タンクを設置しており、職員約17名で150日間程度(容量10m³、1日当り4割)必要な飲料水を保持している。トイレ等の雑用水は、飲料水とは別系統となっており、職員17名が10日間程度(容量5m³、1日当り3割)使用する量を保持している。

(c) 毛布類

毛布については、保管スペースの節約及び防虫・防湿対策として真空パックしたものを選定し、併せて防災寝袋を備蓄する。

(d) 災害用トイレ

発災後は、上下水道施設が被災により機能低下し、保健衛生面の問題が発生し、快適なトイレ環境が確保できなくなる。

参集職員の避難生活の長期化に伴う保健衛生上の対策として、簡易トイレを備蓄する。

(e) その他

発災後72時間は外部業者から供給はないと想定し、事務用品は、1週間程度分の在庫整備を進める。また、非常時優先業務の実施に必要なその他品目についても確保しておく。

- ・コピー用紙、トナー・乾電池・医薬品・暖房器具
- ・手巻き式携帯電話充電器・ラジオ・新聞紙・自転車

(2) 緊急支援体制

ア 局内所属間の応援

各所属は、所属内だけでは非常時優先業務の実施に必要な人員を確保することが困難な場合には、総務対策班に対し職員の応援要請を行い、総務対策班は、必要人員、配置先、業務内容、期間等の事項について具体的に調整し、応援職員の人選等を行うものとする。

イ 知事部局との相互応援

企業局は、県災对本部の企業部公営企業班として、局事業の被害状況収集、局内の連絡調整、施設の復旧事務を実施することとなる。

また、**県庁BCP（16ページ参照）**に基づく、参集庁舎内の配備調整の際には、被災状況により、企業局が、「支援が必要な部署」のみならず、「応援を行う部署」となる可能性もあることに留意する必要がある。

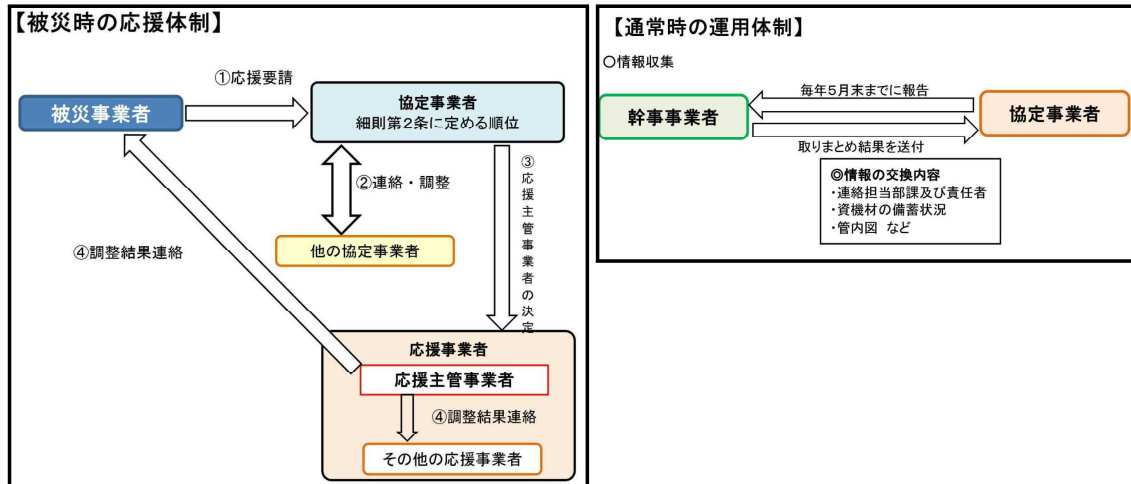
ウ 四国4県及び鳥取県との相互応援に関する協定

「四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定」（平成22年2月24日締結）に基づき、本県だけでは対応が困難な場合には、他県の職員の派遣要請を行う。

さらに、「鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定」（平成24年11月1日締結）では、県同士がカウンターパート制による相互応援協定を締結していることから、これを活用したプッシュ型支援により「県の現地連絡調整員」と連携することにより、迅速な支援体制を構築する。

なお、事業者相互が連携し、協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑な応援活動が行えるよう、平時より応援の要請や復旧に係る訓練、技術研修に加え、技術資料の相互保管を行うこととしている。

四国 4 県工業用水道被災時の相互応援体制



被災事業者 (被災県)	応援に関する調整の依頼先		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	愛媛県	高知県
香川県	愛媛県	高知県	徳島県
愛媛県	高知県	徳島県	香川県
高知県	徳島県	香川県	愛媛県

※上位の順位の協定事業者が被災事業者である場合は、次の順位の協定事業者に連絡を行う。

エ 企業局退職者の応援

職員の応援に当たっては、知識や経験を生かした被害状況調査、災害復旧応急活動等への助力、助言が得られるよう、「企業局職員OB会」加入者への応援要請を継続して行う。

オ 民間企業等の応援

局事業に関わる機器納入業者、建設業者、資機材製造業者、技術コンサルタントなど、民間の企業等による応援は重要であるので、予め協定等の応援手続きの調整を進める。

カ (一社)徳島県建設業協会等との応急復旧工事に関する協定

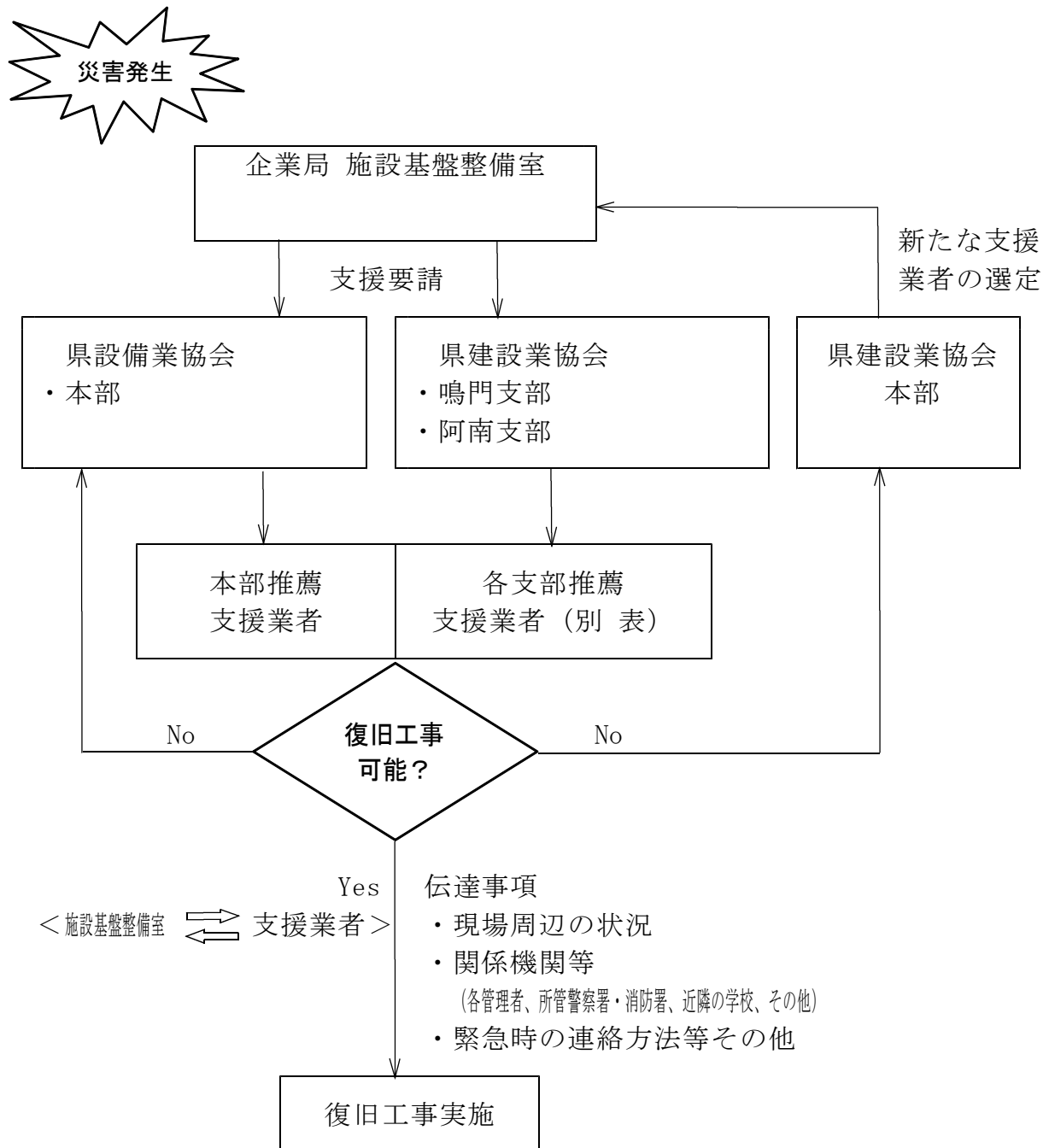
工業用水道事業では、老朽化した管路や空気弁等の付属設備が被災により、管の抜け出しや座屈被害が広域で発生することが予想されており、必要な応急復旧工事を早期に実施する必要がある。

応急復旧工事が迅速かつ的確に実施できることを目的に(一社)徳島県建設業協会と「大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定及び覚書」を締結(平成24年12月5日)し、あらかじめ応急復旧工事を実施する支援業者を工区毎に決めている。支援業者は、「建設業協会各支部との覚書」により、あらかじめ定めておく。

また、支援業者とは、定期的に連絡系統、連絡先等の確認を行うこと。

さらに、管路の漏水や破損等に対応するため、(一社)徳島県設備業協会と「大規模災害等発生時における工業用水道管路の応急復旧工事に関する協定」を締結（平成30年8月21日）した。

支援要請の流れ



※ 連絡先は資料編に掲載

各建設業協会支部の推薦業者

【鳴門支部】

支援地区	支援業者（正）	支援業者（副）
鳴門①地区		
鳴門②地区		
鳴門③地区		
松茂①地区		
松茂②地区		
徳島地区（川内町他）		
北島地区（北島町中村他）		

※ 業者名、連絡先、緊急時支援業者地区割図は、資料編に掲載

建設業協会支部の推薦業者

【阿南支部】

支援地区	支援業者（正）	支援業者（副）
①地区 管理所から桑野川		
②地区 桑野川から見能林		
③地区 辰巳から西路見		
④地区 西路見から見能林		
⑤地区 橘地区①		
⑥地区 橘地区②		

※ 業者名、連絡先、緊急時支援業者地区割図は、資料編に掲載

(3) 資機材の備蓄

ア 東日本大震災の被害状況 [2.1(5)] を踏まえ、必要と想定される資材を備蓄する。吉野川北岸工業用水道に関しては、中央構造線・活断層地震被害に備え、伸縮可とう管等を追加備蓄する。

イ 備蓄資材は、年に1回、種類・数量等を把握し適正に管理するとともに、他県事業者との相互応援協定に基づき、備蓄情報を共有する。また、パッキンの劣化等について、予備品・備品に準じた点検を実施する。

(4) 施設の耐震化

ア 耐震補強の方針

施設の耐震補強については、被災時に所定の応急復旧方法・体制により早期復旧に備えて、平常運用できることを目標に施設を整備する。

イ 耐震補強計画

耐震診断結果を踏まえ、施設の重要度・復旧の難易度を勘案しながら、耐震化を進めており、各事業における経営状況を加味しつつ、補助金の活用や、有利な資金調達により、長期工事計画に沿って着実に耐震補強を完了させる。

(ア) 電気事業

4 発電所 1 6 施設の耐震補強は、順次対策を終え、平成 3 0 年度には 1 4 施設が耐震化を完了する予定となっている。川口ダムの洪水吐ゲート及びピア部の 2 施設については、地震後の水位上昇に対応出来るようゲートの動作に支障のない性能や、電気事業の経営面から耐震対策方針を確定し、川口ダム洪水吐ゲートの耐震化完了をもって、全施設の耐震化を目指す。

(イ) 工業用水道事業

土木構造物の耐震対策は、撫養川水管橋の耐震化に代わる撫養川河底横過トンネルの完成により、1 1 施設全てが完了している。

管路施設の耐震化は、老朽化対策も加味した「管路更新計画」に基づき、平成 2 4 年度～令和 4 年度で、管路総延長 4 8. 4 k m のうち、優先度の高い 8. 4 k m の更新に取り組んでいる。

重要管路の一部は、前倒しも含めて実施するが、優先区間の管路更新を終えた後は、収支見通しを勘案しながら、試掘調査の結果等により緊急性が高いと判断された事業以外は、備蓄資材等を活用した早期復旧により対処する方針とする。

(ウ) 駐車場事業

平成 1 8 年度に実施した劣化・耐震診断の結果を基に、補強が必要な藍場町第 2 地下駐車場の耐震化を平成 2 1 年度に完了している。

(5) 施設の浸水対策

浸水対策の実施方針

2.1(4) の浸水想定に基づいた浸水対策は、施設内で執務にあたる職員及び来庁者（在庁者）の安全を確保し、各業務に支障が生じないようハード・ソフト面を合わせ、優先度の高い設備から対策を施すものとし、吉野川北岸工業用水道浄水場の浸水対策は、経営状況を勘案しながら令和 3 年度の完了を目指す。

(6) 職員に対する啓発及び訓練

発災時に的確な非常時優先業務を実行するためには、一人一人の危機管理意識を高め、個々の対応能力を向上させ続けることが最も重要である。

このため、常日頃から職員への啓発を行い、業務継続に関する認識を持つとともに、大規模災害時における的確に行動できるよう、「携帯用ハンドブック」に必要事項を記入し常時携帯すること。

また、「事前の防災対策」、「地震発生後の災害応急対策」それぞれの段階で、災害を最小限に食い止め、速やかに復旧を図ることを目的として、企業局経営計画に定めた「防災・事故復旧訓練、研修」を毎年実施する。

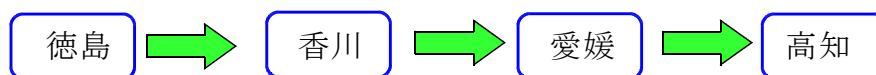
ア 防災訓練及び研修の目的

- (ア) 本章「平時の防災対策」における、非常時の参集ルール、被害想定及び非常時優先業務の内容に関して、復旧訓練の中で繰り返し周知徹底を図る。
- (イ) 相互応援協定等に定める復旧訓練や情報伝達訓練を定期的実施することで、関係者間の運用ルールを相互確認する。
- (ウ) 県の防災図上訓練や企業局図上訓練においても、通信機器の操作や関係機関の連絡先・通知内容を認識する。
- (エ) 復旧訓練では、資機材の操作方法や運搬方法など、応急復旧に必要な知識を実践的に学ぶことで、課題を認識しながら、内容を習得する。

イ 相互応援協定締結先との訓練概要

- (ア) 四国4県工業用水道被災時の相互応援協定に基づく訓練
 - ・訓練は、協定事業者合同で実施する。
 - ・当該年度の幹事事業者が事務局を担当する。

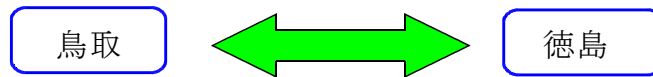
○幹事事業者のローテーション



【情報伝達訓練の流れ】

- ・被災事業者から協定事業者に応援に関する調整の依頼を行う。
- ・被災事業者は、応援主管事業者に対し、応急復旧に必要な資機材、要員等を応援要請書により要請する。
- ・応援主管事業者は、応援業務の処理について、他の応援事業者と調整を行う。
- ・応援事業者は分担する業務について応援計画を立て、応援主管事業者に伝達する。
- ・応援主管事業者は、応援計画を取り纏め被災事業者に伝達する。

- (イ) 鳥取県との工業用水道被災時の相互応援協定に基づく訓練
- ・訓練は、被災県の支援要請に基づく支援を想定して実施する。



【情報伝達訓練の流れ】

- ・ 応援要請（応援要請書のFAX送信）
応援要請表に被災発生地域、被害状況、応援要請する資機材と人員を記入し、応援現場までの経路図を併せ応援県に要請する
- ・ 支援県の対応
支援県は、提供可能な資材の規格・数量と派遣可能な職員の職種、人数及び到着時間を被災県に連絡する。

ウ その他、協定書に基づく訓練概要

- (ア) 大規模災害等発生時における工業用水道施設（管路）の応急復旧工事に関する協定書に基づく訓練

- ・訓練は、県の図上訓練に合わせて合同で実施する。

【情報伝達訓練の流れ】

- ・ 建設業協会支部（鳴門・阿南）へ支援業者推薦依頼
- ・ 設備業協会本部へ支援業者推薦依頼
- ・ 支援業者の推薦を受信、確認連絡
- ・ 支援業者への支援要請（出動可能人員・建設機械等問い合わせ）
- ・ 出動可能人員、建設機械等の連絡を受信、確認連絡

- (イ) 災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書に基づく訓練

- ・訓練は、小松島市の要請に基づく電力供給を想定して実施する。

【情報伝達訓練の流れ】

- ・ 電力供給要請受信（連絡確認表のFAX受信、電話受信）
- ・ 供給可否連絡（供給可否、供給予定日時等）
- ・ 供給開始連絡
- ・ 受給開始／停止連絡の受信

エ マニュアルの見直し

定期的な訓練や研修により、抽出された課題等に関しては、終了後直ちにマニュアルや手順書を見直すことにより、改善を図る。

第3章 災害時の応急対策

3.1 災害対応体制の構築

(1) 職員の参集

全職員は、地域防災計画に定める以下の「災害時の職員配備体制」に基づき配備される。職員は、「非常時の参集ルール (P15)」に従い、参集する。

なお、「震度6弱以上の地震が発生」、又は「徳島県に大津波警報が発表」された場合には、「災害対策本部が自動設置」され、全職員が配備されるが、自らの命を守ることを優先に、安全に参集が可能と判断でき次第、速やかに参集し業務にあたる。

職員の参集は、2.1(6)定める「職員参集想定 (P6)」に従い、南海トラフ地震の場合には、津波を考慮した1.5km以内の職員が、災害対策本部など初動要員として初動応急業務に従事する。

災害時の配備体制

非常体制	配備基準	配備体制
第1非常体制 【災害対策連絡本部】	○震度4の地震 ○津波注意報 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中) ○その他、大規模な事故・災害の発生	情報連絡活動を行うことができる最小限の人員を配置
第2非常体制 【災害対策警戒本部】 又は 【災害対策連絡本部】	○暴風、大雨、洪水警報等 ○台風が県を通過する可能性大 ○河川が氾濫注意水位に接近 ○震度5弱・5強の地震 ○津波警報 ○大雨特別警報 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○その他、大規模な事故・災害の発生	必要な応急対策活動を行うことができる人員を配置
第3非常体制 【災害対策本部】	自動設置 ○県の災害対策本部設置 ○震度6弱以上の地震 ○大津波警報 <hr/> 判断設置 ○県内で震度5弱・5強の地震 ○津波警報 ○大雨特別警報 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ○その他、大規模な事故・災害の発生	全職員が配置 災害対策本部の運営・活動を行うことができる人員を配置

(2) 非常時優先業務の実施

徳島県災害対策本部が設置された場合は、通常業務を縮小し、2.2に定める「非常時優先業務」に従事する。(徳島県災害対策本部は、県庁BCPの25ページ参照。)

企業局は「企業部」として、被害状況の把握をはじめ、工業用水道及び発電施設の復旧に向け、徳島県災害対策本部における「災害応急業務」を実施するとともに、「業務継続の必要性の高い通常業務」の開始目標時間を参考に災害対応に必要な人員体制を整備する。

なお、職員の参集状況や災害対応状況を考慮し、災害対応にあたる職員の休憩や仮眠をはじめ、交替勤務も含めた配備体制を構築する。

3.2 工業用水の緊急供給対策

大規模地震等により、工業用水道施設が被災した際の緊急供給対策として、関係機関との調整を行いつつ、工業用水を給水するための設備配備を進めている。津波浸水被害によっては、主要道路の啓開に最低3日間を要するとともに、給水ルート確保にも時間を要するが、被害箇所によって異なる長期間の給水停止を回避するため、管路被害や復旧見通しを考慮しながら以下の対策を行う。

なお、津波により海水が河川を遡上し、取水地点まで塩水化することが想定される。施設に被害がなく、停電していない状況であれば送水を継続することを原則とし、必要に応じて受水事業所に情報提供する。

(1) 吉野川北岸工業用水道事業

施設の被災により給水に支障が生じた際の応急給水に関する事前復興の取組として、以下の対策により被災時の受水企業への影響を軽減する。

〔施設の被害状況に応じて実施〕

①「被災時の緊急分水に関するパートナーシップ協定書（平成31年3月28日締結）」に基づき、国営吉野川下流域土地改良事業により整備する農業用水施設を利用して、応急給水を行う。

なお、給水は農業用水の取水に影響を与えない範囲で行い、移動式送水設備（ポンプパッケージ（ポンプ5m³/min）2セット、発動発電機（45kVA）2台、クレーン付4tトラック1台）を使用して接続口を連結し、実施する。（概要図は資料編に掲載）

②移動式送水設備を使用して河川表層水を取水し、浄水場へ送水する。（概要図は資料編に掲載）

また、浄水場管理本館に整備したバックアップセンターを現場復旧拠点とし、強化された機能を活用して早期復旧を目指す。

(2) 阿南工業用水道事業

吉野川北岸工業用水道事業と給水方法が異なることから、管路の耐震化や管路連結によるバックアップルートの確保などに重点を置いた対策を推進している。被災状況を迅速に把握した後、管路連結措置も含めた復旧方針を確定した上で、復旧体制を「取水施設から配水本管までの復旧班」と「配水管復旧班」の2班体制とし、復旧期間の短縮に努める。

3.3 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

平成29年11月1日から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されることとなった。情報が発表される条件は、以下のとおりであるが、この場合において、資料編

に添付した対応に従い、情報収集や警戒体制の整備により災害に備えること。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります